

## 令和5年度第10回学長選考・監察会議<議事要録>

日時： 令和6年2月27日（火） 13：58～16：40

場所： 本部棟5階 大会議室（対面及びオンライン）

出席者： 大西議長，久保田委員，高塩委員，谷口委員，秦委員，三輪委員，丸橋委員（法文学部長），河添委員（教育学部長），磯村委員（人間科学部長），石原委員（医学部長），伊藤委員（総合理工学部長），上野委員（生物資源科学部長）

欠席者： なし

オブザーバー： 千家監事

陪席者： 藤田理事，藤波理事，総務部長，総務課長，総務課課長補佐

### 議決事項1. 学長の業務執行状況の確認について

議長及び事務局から，学長の業績評価の実施に関する申合せに基づき実施する学長の業務執行状況の確認方法について説明があった。

続いて，学長から令和5年度における業務執行状況の概要等についてヒアリングを行い，各委員との間で次の通り質疑応答があった。

（○委員からの質問事項 ●学長からの回答）

○島根大学ビジョン2021を策定したことの意義について

●第4期中期目標・中期計画期間開始の1年前にビジョンを策定した理由は，中期目標・中期計画が示される前に大学が目指すべき方向を決めておく必要があると考えたためであり，ビジョンを踏まえて第4期中期計画を作成した。ビジョンを策定した意義はあったと考える。

○年度計画が廃止されたことの影響について

●年度計画及びその評価が廃止されたことによる業務の負担は軽減された。一方で，大学独自の取組として6年間で中期計画を達成すべく中期計画の年度毎のKPIを立て，進捗を確認しながら取り組んでいる。

○外部資金の獲得について

●科研費の獲得額が低いことが本学の課題である。科研費はあらゆる研究分野にわたり全ての教員が獲得の可能性がある資金。一方で，たたらやエスチュアリー研究は本学の尖った研究領域としようとしている。科研費の獲得によって研究の横の広がりや，尖った研究領域によって研究の高さを求めようとしている。

大学全体の研究力を高めるためには研究に掛けられる時間と資金が重要となるが，研究時間確保のために，例えば材料エネルギー学部では教育・研究エフォートを80%以上とするよう取り組んでいる。その他，リサーチプロフェッサー制度やバイアウト制度等を活用しながら研究時間の確保を行っていく。

○コンプライアンスによる社会からの信頼の獲得について

●コンプライアンスの徹底に向けて立てた計画は達成できているが重大なコンプライアンス違反はなくなる状況にある。日々の活動を通じて取り組んでいかなければならないと考えている。

○研究の高さ（尖り）と横の広がり（優先付け）について

●尖った研究分野が成果を上げて研究費を獲得し、その間接経費等を活用することで他の研究分野といった研究の横の広がりを支援できると考えている。まずは尖った研究ができるよう重点的に支援を行い、自走に入った段階で他の研究分野を支援することができる。

○たたらプロジェクトを遂行する上での県や企業との連携について

●島根県としっかりと連携を取りながら、企業とも話し合いを重ねて研究に対する方向性のある程度すり合わせるなど、県や企業と大学の研究をどう結び付けていくのかに心を砕いてきた。

○大学の管理運営における事務職員を含めた業務の実態について

●新たな事業に取り組んでいることなどから、事務職員の業務負担が増えていることは事実であり、大学運営に影響の少ない業務の削減やDXによる負担軽減を考えなければならない。教員については、エフォート管理を行いながら、授業科目の精選、会議の見直し、部局長等管理職に管理運営業務を集約するなどの取組が必要と考える。

引き続き、千家監事から、学長の業務執行状況に対する意見聴取を行い、千家監事から次の通り説明があった。

#### 1. 令和5事業年度（令和6年1月末現在）の業務執行状況について

##### （1）「本学の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか」について

本学の業務において法令等に違反する重大な事実はなく、本学の業務は法令等に従って適正に実施されていると認める。

##### （2）「本学の業務が、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうか」について

第4期中期目標・中期計画について、12月の役員会において令和5年度以降の進捗状況の確認方法が審議され、各年度における各評価指標の到達度を確認できる値（目安となる値）を設定して確認することが議決された。この結果を今春の期末監査において検証し、意見を述べる予定である。

##### （3）「内部統制システムの整備及び運用」について

本学の内部統制システムの整備及び運用について、指摘すべき重大な事項は認められない。

##### （4）「本学の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実が

あったとき」は、その事実

本学の学長及び理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はない。

## 2. (1. 以外の) 学長の業務執行の状況について

学長の業務執行において、指摘すべき事項は認められない。

ヒアリング結果等を踏まえ、確認結果の内容について審議を行い、議長から提案のあった確認結果の案に一部修正のうえ議決された。

### 議決事項2. 学長選考過程を踏まえた関係規則等の一部改正について

議長及び事務局から、学長選考過程を踏まえた関係規則等の一部改正について説明があり、出席委員の3分の2以上の賛成により次の通り議決された。

#### □学長選考等規則 …賛成12名

(学長候補適任者の推薦)

第8条第2項：学長候補適任者の推薦に必要な人数について、島根大学の卒業生のみによる推薦にあつては「3名以上」を「10名」に変更する。

(学長候補者の決定、報告及び公表)

第11条：学長候補者の決定に際して面接を実施することを規定する。

#### □学長選考・監察会議規則 …賛成12名

(組織)

第2条：「経営協議会において選出された者 6名」、「教育研究評議会において選出された者 6名」の「6名」をそれぞれ「7名」に変更する。

(審議事項)

第3条第1項第3号：学長の職務の評価に関する「こと。」を「事項」に変更する。

(会議の議長及び主宰)

第4条第2項：議長を原則として経営協議会において選出された委員の中から選出することを規定する。

第4条第5項：議長及び議長代理の任期を規定する。

#### □学長選考・監察会議の運営に関する細則 …賛成12名

第2条(成立・議決要件の特例)を廃止し、(成立・議決要件)としてオンラインによる出席の扱いを規定する。

#### □学長の業績評価の実施に関する申合せ …賛成11名

(業績評価の実施)

第1条：業績評価の実施時期を「学長の任期満了の日のおおむね1年前」から「学長

の任期満了となる年度において、文部科学大臣に財務諸表、事業報告書及び決算報告書を提出してから3月以内」に変更する。

第2条：業績評価の実施に際して勘案することとしていた年度評価を削除し、業務執行状況等を勘案することを規定する。

第3条：業績評価の実施に当たり、必要に応じて学長の意見を聴くことを規定する。その他、軽微な文言の修正を行う。

なお、次の改正案については否決された。

#### ■学長選考等規則 …賛成7名

(学長候補適任者の推薦)

第8条第2項：国立大学法人島根大学教育研究評議会において選出された学長選考・監察会議委員は学長候補適任者を推薦することはできないとする一文を削除する。